

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員ベースアップ 支援加算・介護職員処遇改善支援補助金の取り組みについて

介護職員の処遇改善は平成 21 年 10 月に制度が始まり、平成 29 年 12 月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」により「介護人材確保のための取組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員のさらなる処遇改善を進める。」とされました。それを受けて介護職員処遇改善加算とは別に、令和元年 10 月の介護報酬改定により新たに「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。さらに、令和 4 年 10 月からは、「介護職員等ベースアップ支援加算」が追加され、また、令和 6 年 2 月からは「介護職員処遇改善支援補助金」が追加されています。

【介護職員等特定処遇改善加算の取得状況】

弊協会が運営する高齢者施設においては令和 2 年度から特定加算Ⅰを申請・取得し、訪問介護では特定加算Ⅱを申請・取得しています。

令和 4 年 4 月 1 日、通所介護から地域密着型通所介護への変更に伴い、ふれあいは、令和 4 年 4 月から 7 月まで特定加算Ⅱ、8 月からは特定加算Ⅰを取得しました。

【介護職員等処遇改善加算等の要件】

月額賃金改善要件・キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、職場環境要件
(別記のとおり)

介護職員処遇改善加算の要件について

賃金改善を行う賃金項目及び方法

①賃金改善実施期間		令和	6	年	5	月	～	令和	7	年	4	月	(12 か月)
②賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給	<input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input checked="" type="checkbox"/> 賞与	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (時間給)								
③具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)												
	<input type="checkbox"/> 就業規則	<input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程	<input type="checkbox"/> その他 (一時金)										
	(賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出す等すること。												
○訪問介護職員に時給単価200円を加算する【処遇改善】 ○介護常勤職員の基本給を平均1,500円増額【処遇改善】 ○介護正職員に月額7,000円、介護常勤職員に資格・勤務年数に応じ(6,000円～13,000円)の特別手当を支給【処遇改善】 ○介護常勤職員に資格・経験年数に応じて夜勤1回あたり3,000円～7,000円を支給【処遇改善】 ○資格・勤務年数・勤務体系を考慮して年度末に賞与として支給【特定処遇改善】 ○正職員・常勤職員(管理職を除く)に対して1人毎月5,000円を支給【ベースアップ等支援加算】 ○正職員・常勤職員(管理職を除く)に対して介護職は5,000円、その他の職種は3,000円を支給【介護職員処遇改善支援補助金】 ○【処遇改善】・【特定処遇改善】・【ベースアップ等支援加算】・【介護職員処遇改善支援補助金】共に、受給額が支払額を上回った場合は、その差額を年度末若しくは清算月に支払う。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 3 年 4 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)													
④ベースアップの実施予定	<input checked="" type="checkbox"/>	実施する	実施しない場合、やむを得ない事情										

3 介護職員等処遇改善加算等の要件

月額賃金改善要件

令和5年度も旧ベースアップ等加算を算定しており、令和6年度も同様の賃金改善を継続します。

キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ

キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)

<input type="checkbox"/> イ	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
<input type="checkbox"/> ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
<input type="checkbox"/> ハ	イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。

キャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)

<input checked="" type="checkbox"/> イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①・②のうち少なくともいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。
<input checked="" type="checkbox"/>	イの実現のための具体的な取組内容(該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)
	① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について以下に記載すること ○事業所ごとの研修計画に基づく研修を実施するとともに、各機関の実施する研修を職員に周知し、積極的な参加を推進している。 ○毎年、人事考課による能力評価(目標達成度、意欲、態度等)を行っている。 ② 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること ○資格取得を支援するため、取得資格に応じた金額の補助 ○研修費(受講料・交通費)の全額負担
<input type="checkbox"/> ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。

キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)

<input checked="" type="checkbox"/> イ	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。
<input checked="" type="checkbox"/>	具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)
	① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
	② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
<input checked="" type="checkbox"/>	③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
<input type="checkbox"/> ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。

キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）

イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①・②のうち少なくともいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。	
	イの実現のための具体的な取組内容（該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載）	<input checked="" type="checkbox"/> ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について以下に記載すること <input type="checkbox"/> ○事業所ごとの研修計画に基づく研修を実施するとともに、各機関の実施する研修を職員に周知し、積極的な参加を推進している。 <input type="checkbox"/> ○毎年、人事考課による能力評価（目標達成度、意欲、態度等）を行っている。
		<input checked="" type="checkbox"/> ② 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること <input type="checkbox"/> ○資格取得を支援するため、取得資格に応じた金額の補助 <input type="checkbox"/> ○研修費（受講料・交通費）の全額負担
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。	

キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）

イ	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。	
	具体的な仕組みの内容（該当するもの全てにチェック(✓)すること。）	<input checked="" type="checkbox"/> ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
		<input checked="" type="checkbox"/> ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
		<input checked="" type="checkbox"/> ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。	

(8) 職場環境等要件

区分	内容
入職促進に向けた取組	<input checked="" type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	<input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
	<input type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	<input checked="" type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
両立支援・多様な働き方の推進	<input type="checkbox"/> エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入
	<input type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
	<input type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設等の整備
腰痛を含む心身の健康管理	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	<input type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	<input type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
生産性向上のための業務改善の取組	<input type="checkbox"/> 介護職員の身体への負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 長時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	<input type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
やりがい・働きがいの醸成	<input checked="" type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	<input type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の削減
	<input type="checkbox"/> 高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
やりがい・働きがいの醸成	<input type="checkbox"/> 5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
	<input type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
やりがい・働きがいの醸成	<input type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	<input type="checkbox"/> 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	<input checked="" type="checkbox"/> ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

【見える化要件】

<input checked="" type="checkbox"/> 職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の「介護サービス情報公表システム」（「事業所の特色」欄）での選択
<input checked="" type="checkbox"/> 職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載

<p>本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いありません。 記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。</p> <p>令和 6 年 4 月 15 日 法人名 一般財団法人 国分寺市健康福祉サービス協会 代表者 職名 理事長 氏名 羽田 亮</p>
